

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第10号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和41年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(教務手当)</p> <p>第4条 教務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 総合看護学院に勤務する職員で看護に関する科目の講義又は実習指導に<u>従事したもの</u></p> <p>(2) 有田窯業大学校に勤務する職員で窯業に関する科目の講義又は実習指導に<u>従事したもの</u></p> <p>(3) 産業技術学院に勤務する職業訓練指導員で職業訓練に<u>従事したもの</u></p> <p>(4) 農業大学校に勤務する職員で農業に関する科目の講義又は実習指導に<u>従事したもの</u></p> <p>(5) 高等水産講習所に勤務する職員で漁業に関する科目の講義又は実習指導に<u>従事したもの</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の手当の額 <u>勤務1月につき21,400円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(漁業取締調査手当)</p> <p>第21条 漁業取締調査手当は、職員が船舶に乗り組み、海上において漁業取締り又は漁業に関する試験調査の業務に従事した場合に支給する。</p>	<p>(教務手当)</p> <p>第4条 教務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員が、<u>教育指導又は職業訓練指導に関する業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>(1) 総合看護学院に勤務する職員で看護に関する科目の講義又は実習指導に<u>従事するもの</u></p> <p>(2) 有田窯業大学校に勤務する職員で窯業に関する科目の講義又は実習指導に<u>従事するもの</u></p> <p>(3) 産業技術学院に勤務する職業訓練指導員で職業訓練に<u>従事するもの</u></p> <p>(4) 農業大学校に勤務する職員で農業に関する科目の講義又は実習指導に<u>従事するもの</u></p> <p>(5) 高等水産講習所に勤務する職員で漁業に関する科目の講義又は実習指導に<u>従事するもの</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 第1項の手当の額 <u>業務に従事した日1日につき1,200円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(漁業取締調査手当)</p> <p>第21条 漁業取締調査手当は、職員が船舶に乗り組み、海上において漁業取締り又は漁業に関する試験調査の業務に従事した場合に支給する。<u>ただし、人事委員会規則で定める職員が漁業に関する</u></p>

改正前	改正後
2 略	<u>試験調査の業務に従事した場合を除く。</u> 2 略

附 則
この条例は、平成26年4月1日から施行する。